

飯田市市有地公募先着順（随意契約）による売払案内書

一般競争入札で入札とならなかった市有地について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 の規定に基づき、公募先着順で随意契約により売払います。

申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、次に記載の売払案内書をお読みいただき、物件概要や現地をご確認の上、申込みをしてください。

1 売却物件

物件番号	不動産の種類	所在地番	地目	面積 (㎡)	売却価格 (円)
1	土地	飯田市松尾水城 3525 番 1	宅地	369.28	7,020,000
2	土地	飯田市龍江 4316 番 1 飯田市龍江 4316 番 11	宅地	257.29	1,530,000
3	土地	飯田市松尾水城 1645 番 1	宅地	330.00	5,280,000

※物件の詳細は、**物件調書**をご覧ください。

※土地の状況は自由に見ていただくことができます。その際に市有地以外の隣接地等への立入りはご遠慮ください。また、現地説明を希望される場合は、財政課へご相談ください。

2 用途制限

売却物件を次の用途に供してはなりません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第 13 項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する業の用途
- (2) 飯田市暴力団排除条例（平成 23 年飯田市条例第 34 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号並びに飯田市暴力団排除条例第 6 条第 1 項の規定による暴力団と密接な関係を有する者を定める規則（平成 24 年飯田市規則第 8 号）第 2 条の規定に該当する者が使用する用途
- (3) その他公序良俗又は公共の福祉に反する用途

3 申込資格

次に掲げる者は、公募先着順への申込みはできません。

また、市有地を売却する際の購入資格として、申込者等が暴力団関係者でないことを、飯田警察署等に照会、確認いたしますのでご承知ください。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項第 2 号から第 6 号までの規定に該当する者
- (2) 飯田市市有地売却一般競争入札で落札したにもかかわらず正当な理由がなく契約を締結しなかった者
- (3) 飯田市暴力団排除条例第 2 条第 1 号及び第 2 号並びに飯田市暴力団排除条例第 6 条第 1 項の規定による暴力団と密接な関係を有する者を定める規則第 2 条の規定に該当する者

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがされている者
- (5) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 第 1 項に規定する公有財産に関する事務に従事する飯田市職員
- (6) 市区町村税を滞納している者

4 売却申込

(1) 申請書の様式

本売払案内書に添付してある様式（1～4）を使用してください。

（様式は市ウェブサイトからもダウンロードできます。）

共有名義の場合は連名での申込みとし、添付書類（様式 2 除く）も全員分添付してください。

※普通財産譲渡申請書に記載した事項は変更できません。

※売買契約及び所有権移転登記は、普通財産譲渡申請書に記載された名義及び持分割合で手続きを行いますので、ご注意ください。

(2) 個人が申込みをする場合の添付書類

- ・土地利用計画書（様式 2）
- ・誓約書（様式 3）
- ・印鑑登録証明書 1 通
- ・身分証明書（本籍地の市町村役場で発行のもの） 1 通
- ・登記されていないことの証明書 1 通
- ・住民票の写し（個人番号の記載がないもの） 1 通
- ・居住する市区町村の市区町村税完納証明書 1 通

※申込みに係る書類には、印鑑登録証明書の印鑑（実印）を押印してください。

※印鑑登録証明書、身分証明書、登記されていないことの証明書、住民票の写し及び市区町村税完納証明書については、直近 3 か月以内に発行されたものとしてください。

※提出された書類等は返却しません。

(3) 法人が申込みをする場合の添付書類

- ・土地利用計画書（様式 2）
- ・誓約書（様式 3）
- ・役員等一覧（様式 4）
- ・印鑑登録証明書 1 通
- ・現在事項全部証明書 1 通
- ・事業所等が所在する市区町村の市区町村税完納証明書 1 通

※申込みに係る書類には、印鑑登録証明書の印鑑（代表者印）を押印してください。

※印鑑登録証明書、現在事項全部証明書及び市区町村税完納証明書については、直近 3 ヶ月以内に発行されたものとしてください。

※提出された書類等は返却いたしません。

(4) 申込受付

ア 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土日、祝日を除く）

イ 受付場所

〒395-8501 飯田市大久保町 2534 番地 飯田市役所 財政課行革・施設マネジメント係

ウ 申込方法

持参又は郵送

※郵送の場合は、書留又は簡易書留としてください。

※郵送の場合は配達時間に関係なく、飯田市役所に到達した日の午後 5 時 15 分に受け付けたものとみなします。なお、土日、祝日に飯田市役所に到達した場合は、翌開庁日の午前 8 時 30 分に受け付けたものとみなします。

※二者以上から同時に申請書が提出された場合、抽選により申込者を決定します。

※FAXや電子メールによる申込みはできません。

(5) 申込資格の確認

普通財産譲渡申請書の受付後、申込資格を審査し、譲渡の可否について「普通財産譲渡決定通知書」により通知します。

なお、譲渡を決定した場合であっても、契約日までに次のいずれかに該当することが明らかになったときは、決定を取り消します。

ア 前述「3 申込資格」の公募先着順への申込みができない者のいずれかに該当することとなったとき。

イ 普通財産譲渡申請書等に、虚偽の記載があったとき。

ウ その他公募先着順（随意契約）による売払いに関する条件に違反したとき。

5 契約の締結

(1) 申込者は、譲渡決定の通知を受けた日から 5 日以内に、市有財産売買契約書により契約を締結しなければなりません。

(2) 契約の相手は、申込者本人とし、他の者を契約者とすることはできません。

(3) 契約締結に必要な印紙税は、申込者の負担となります。

6 契約保証金

(1) 契約保証金の額、納入方法

申込者は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を、契約保証金として契約締結後直ちに飯田市所定の納付書により納入してください。

(2) 契約保証金の還付

契約保証金は、売買代金完納後、申込者に還付します。

申込者の申し出により、還付すべき契約保証金を売買代金の一部に充当することができます。

申込者は契約保証金を納付すべき日からその還付を受ける日までの期間に利息の支払いを請求することはできません。

7 売買代金の納付

売買代金（契約保証金を充当する場合は、その額を除いた額）は、飯田市所定の納付書により、契約締結後 30 日以内に納付してください。なお、売買代金の分割納付はできません。

売買代金の納付がない場合には、契約は解除され、申込者が納入した契約保証金は飯田市に帰属することとなり、返還されません。

8 所有権の移転

(1) 売買代金が完納されたときに所有権が移転するものとし、同時に売却物件は現状有姿で引き渡すものとします。

(2) 所有権移転登記は、売却物件の引き渡し後、飯田市が行います。

(3) 登記権利者は、申込者本人とし、他の者を権利者とすることはできません。

- (4) 所有権移転登記に必要な登録免許税、その他本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は申込者の負担になります。

9 個人情報の取扱い

申込みの際に取得した個人情報については、資格審査など売却に関わる事務に利用するものであり、そのほかの目的では一切使用しません。

10 その他

- (1) 物件の利用制限等や各負担金等については、予め各自で関係機関等にご確認ください。
- (2) 売却物件は現状有姿で引き渡すものとし、契約締結後に契約の内容に適合しないこと等があったとしても、飯田市はその責めを負いません。
- (3) 本売払案内書に定めのない事項については、飯田市財務規則（昭和 56 年飯田市規則第 7 号）その他関係法令の定めるところによります。

問い合わせ先

飯田市財政課行革・施設マネジメント係
TEL：0265-22-4511（内線 2135）
FAX：0265-24-4511